

令和4年9月23日の台風15号による浸水等のため 水道水を使って清掃された方の水道料金等の減免について

1 減免の目的について

令和4年9月の台風15号がもたらした家屋等の床上・床下浸水のため、家屋内や敷地を清掃する必要から水道水を使用した人・事業所の負担を軽減することを目的に、通常に比べ増量と見込める分の水道料金及び下水道使用料を減免する。

2 申請方法について

次の書類の提出による

- ・ 水道料金及び下水道使用料減免申請書
- ・ 災証明書の写しもしくは家屋の浸水等被害状況が確認できる写真

3 減免の対象とする水量について

【偶数月請求地区（西部地区）】

- ・ 令和4年10月分と令和4年12月分の2回の請求分を減免の対象とする。
- ・ 令和4年6月分と令和4年8月分の平均の使用水量を比較対象とする。
- ・ 10月分の使用水量が、6月分・8月分の平均使用水量に対して増加した水量を減免の対象とする。12月分も同様。

【奇数月請求地区（西部地区以外）】

- ・ 令和4年11月分と令和5年1月分の2回の請求分を減免の対象とする。
- ・ 令和4年7月分と令和4年9月分の平均の使用水量を比較対象とする。
- ・ 11月分の使用水量が、7月分・9月分の平均使用水量に対して、増加した水量を減免の対象とする。1月分も同様。

※ 2ページに例示

4 減免の方法

- (1) 検針に基づいた水量に係る水道料金及び下水道使用料は請求どおりお支払いいただく。
- (2) 後日、減免申請書に記載された口座に還付することとする。
ただし、次の場合は、減免の対象としない。
 - ・ 令和4年6月分から令和4年9月分までの間の2回の請求に係る使用水量の平均と比較し、対象となる使用水量が増加していない場合
 - ・ 令和4年10月分から令和5年1月分までの、1回分の請求に係る使用水量が20m³以下の場合

5 受付期間

令和4年10月17日（月）から令和5年2月10日（金）まで

● 減免による還付額の計算の仕方

例 台風 15 号の影響による家屋等の清掃に水道水を使用したことで、10 月分の使用水量が増加した場合の減免額の計算方法

- ・ メーターの口径 20mm の場合
- ・ 下水道を使用している場合
- ・ 次のような使用水量の場合

請求月	4月分	6月分	8月分	10月分	12月分
使用水量	40 m ³	44 m ³	46 m ³	55 m ³	
6月分と8月分の平均水量 $(44 \text{ m}^3 + 46 \text{ m}^3) \div 2 = 45 \text{ m}^3$					

■ 水道料金分

$$10 \text{ 月分 } 55 \text{ m}^3 \text{ の水道料金 } \Rightarrow 7,022 \text{ 円 } \cdots (\text{A})$$

$$6 \text{ 月分と8月分の平均水量 } 45 \text{ m}^3 \text{ の水道料金 } \Rightarrow 5,734 \text{ 円 } \cdots (\text{B})$$

$$(\text{A}) - (\text{B}) = 7,022 \text{ 円} - 5,734 \text{ 円} = \underline{1,288 \text{ 円}}$$

■ 下水道使用料分（下水道を使用している場合）

$$10 \text{ 月分 } 55 \text{ m}^3 \text{ の下水道使用料 } \Rightarrow 7,153 \text{ 円 } \cdots (\text{A}')$$

$$6 \text{ 月分と8月分の平均水量 } 45 \text{ m}^3 \text{ の下水道使用料 } \Rightarrow 5,848 \text{ 円 } \cdots (\text{B}')$$

$$(\text{A}') - (\text{B}') = 7,153 \text{ 円} - 5,848 \text{ 円} = \underline{1,305 \text{ 円}}$$

■ 減免額は、1,288 円 + 1,305 円 = 2,593 円 となります。